

## 3-2 | 計画の体系

| 基本目標 | [令和8年3月素案]                                      | 提案  | 提案のポイント                                       |
|------|---|---|---|
| 1-1  | 子ども・若者が権利の主体として、意見をもち、社会に参加できる                  | 子ども・若者が意見を表明し、その意見が <b>尊重され、社会づくりに反映される</b>     | 「意見を持ち」に留まっている。大綱では「意見が反映されること」まで求めている        |
| 1-2  | 多様な遊びや体験を通して成長する機会と場所がある                        | 多様な遊びや体験を通じ、 <b>今を幸せに生き、自分らしく成長できる場がある</b>      | 成長のための手段(機会)に寄っている。大綱は「今を幸せに過ごす(ウェルビーイング)」を重視 |
| 1-3  | 子ども・若者が保健・医療によって成長・発達・健康を支えられる                  | 誰もが等しく、健やかな育ちと <b>健康な生活を、切れ目なく享受できる体制が整っている</b> | 「支えられる」という受動的な表現。「切れ目のない」は必要                  |
| 1-4  | 置かれている状況に関わらず、子どもが貧困等の影響によりやりたいことを諦めることなく、成長できる | 困難な状況にある子どもも <b>等しく希望を持ち、将来の夢に挑戦できる</b>         | 「諦めることなく」は消極的。大綱の「貧困の解消・連鎖断絶」の意欲が弱い           |
| 1-5  | 障がいや病気によらず、子ども・若者が活躍できる                         | 障がいや病気の有無にかかわらず、 <b>個性が尊重され、自分らしく活動できる</b>      | 「活躍」という言葉が能力主義的に取られる恐れがある                     |
| 1-6  | 虐待を受けることなく、家庭で困っている子が支援につながるができる                | いかなる <b>暴力や搾取からも守られ、必要な時に確実に支援とつながる</b>         | 「虐待」に限定されている。大綱はヤングケアラーやいじめを含む「全般的な安全」を重視     |
| 1-7  | 犯罪・災害から子どもを守る環境を整備し、安心・安全な社会で生活できる              | 犯罪や災害の不安なく、 <b>安全な環境で安心して日々の生活を送ることができる</b>     | 「守る(大人視点)」が強い<br>安全・安心に過ごせる「居場所」の確保           |
| 2-1  | 出産・子育て・教育の負担を軽減し、必要な支援を受け、明るく子育てができる            | 安心して子どもを産み育てられ、 <b>子どもと家庭が等しく尊重される支援がある</b>     | 大人の負担軽減が主眼になっている<br>※子ども計画に必要か？               |
| 2-2  | 地域と家庭がつながり、社会全体で子育てが推進される                       | 地域社会全体が「 <b>子どもまんなか</b> 」の視点を持ち、共に育ちを支え合う       | 具体的手段に欠ける<br>※子ども計画に必要か？                      |

## [提案のポイント]

子ども基本法の精神をより強く出すために、「子どもの意見反映」を独立した目標にするか、全ての項目の柱に据えるのが、先進的に子ども・若者施策に取り組む自治体ではトレンドである。また、基礎自治体自治体子ども計画では「子どもの視点」を策定プロセス自体に組み込む必要がある。

県の計画の模倣では、基礎自治体が策定する子ども計画としては不十分である。県は県全域の多様な地域性に配慮した計画づくりが基本。基礎自治体の計画は、地域の実情に合わせて、国や県の計画をより具体的に施策な落とし込むことが求められる。柏市は柏市の地域性に基づくより具体性を伴った計画を策定すべきである。

以上より、子ども基本法の基本理念(第3条)である「子ども施策の策定等への参画」や「最善の利益の優先」という観点をより鮮明にする必要があると考えるため、提案された基本目標をベースにして、修正案を提案する。